

## 令和7年度 佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度佐倉市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3	繰入金	20,109	2,697	22,806
	1 繰入金	20,109	2,697	22,806
5	諸収入	0	3	3
	1 雑収入	0	3	3
	歳入合計	22,675	2,700	25,375

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		22,575	2,700	25,275
	1 施設管理費	22,575	2,700	25,275
歳出合計		22,675	2,700	25,375

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業特別会計関係の令和8年度通年業務(農政課)	令和7年度～令和8年度	1,888